

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄（令和4年4月1日付けで小口 正範に変更）

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

(3) 変更の内容

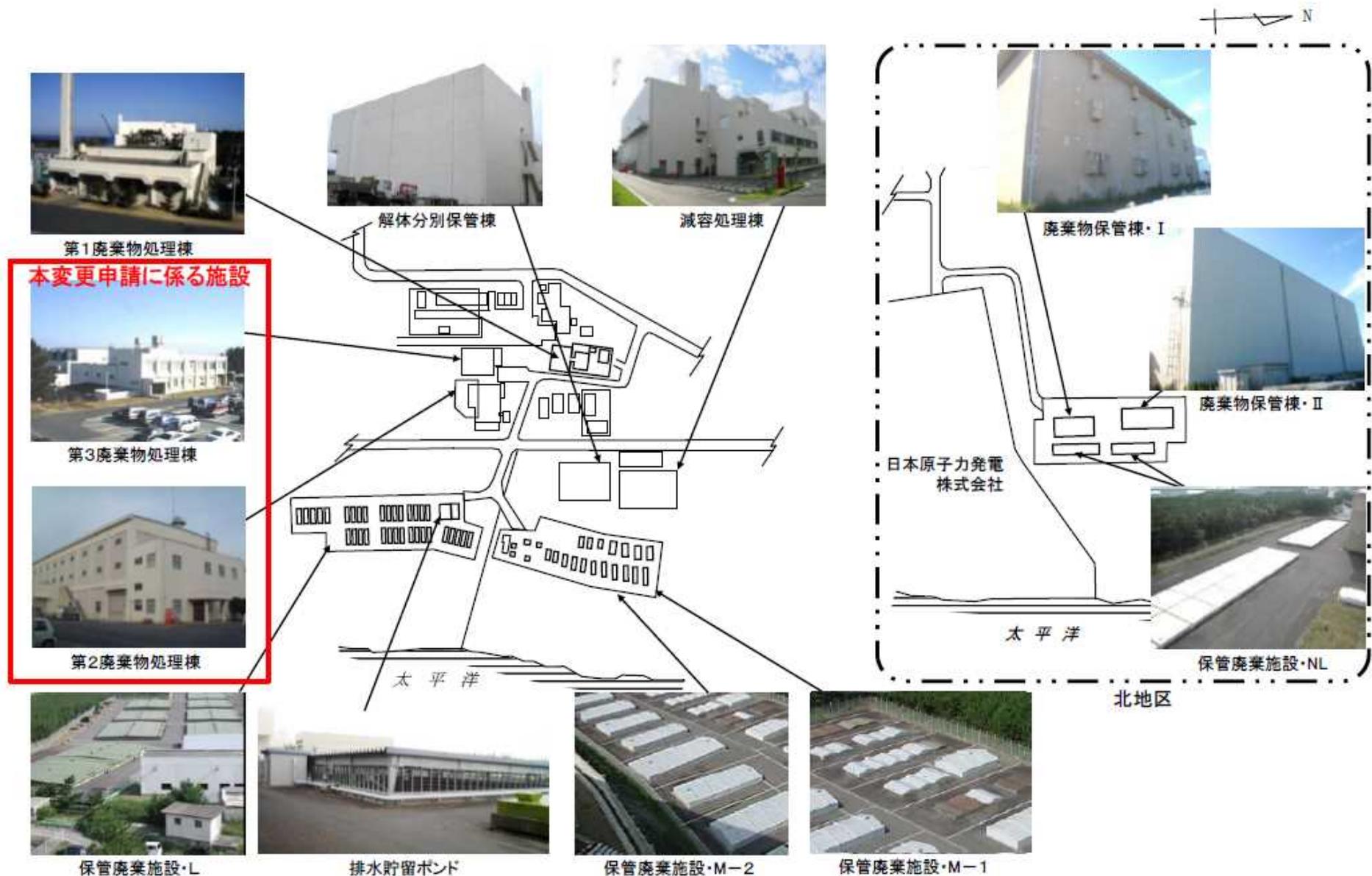
昭和43年9月18日付け43原研05第50号をもって原子炉の設置に関する書類を提出し、これまでに設置変更許可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書のうち、「放射性廃棄物の廃棄施設等」に関する次の記載の一部を改めている。

五、試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

放射性廃棄物の廃棄施設について、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用を停止する。また、アスファルト固化装置等の使用停止に伴い、液体廃棄物の処理を第3廃棄物処理棟のセメント固化装置等に集約するため、液体廃棄物のレベル区分の見直しを行うとともに、今後発生する見込みのないレベル区分を廃止する。

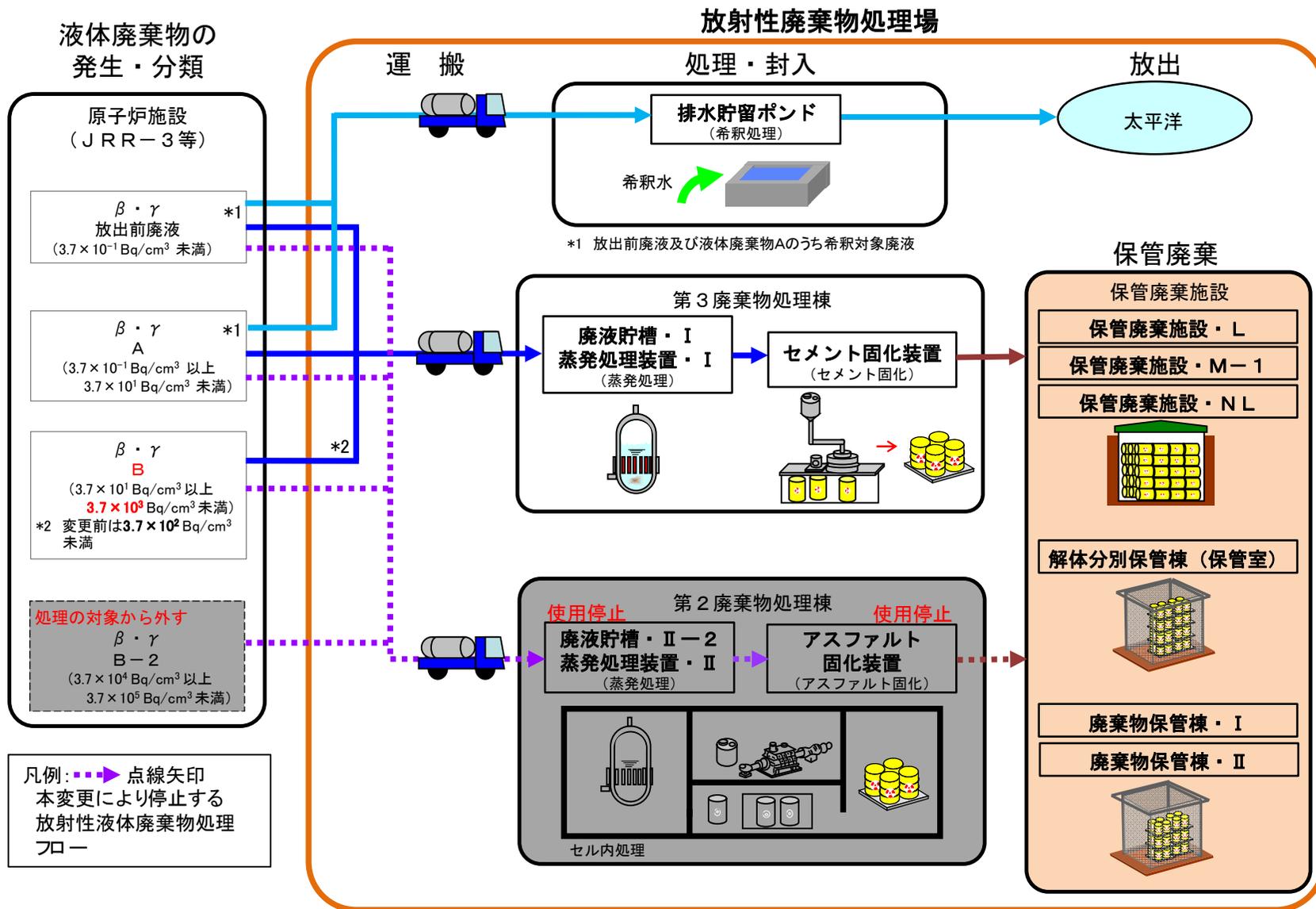
(参考) 原子力科学研究所 放射性廃棄物処理場 施設配置図



出典: 第433回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 資料1-1 (<https://www2.nsr.go.jp/data/000382575.pdf>) から抜粋
(令和4年度第23回原子力規制委員会資料2抜粋)

(参考) 原子力科学研究所 液体廃棄物処理フローの変更

- 液体廃棄物の処理について、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等を停止し、第3廃棄物処理棟のセメント固化装置等に集約
- 第3廃棄物処理棟で扱う液体廃棄物の濃度上限を $3.7 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$ から $3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$ に変更



出典: 第433回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 資料1-1 (<https://www2.nsr.go.jp/data/000382575.pdf>)を加除修正
(令和4年度第23回原子力規制委員会資料2抜粋)